

二十二 第45条の3《特定情報通信機器の即時償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第45条の3《特定情報通信機器の即時償却》関係</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした器具及び備品の取得価額)</u></p> <p><u>45の3 - 1 措置法第45条の3第1項に規定する器具及び備品の取得価額が100万円未満であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>45の3 - 2 法人が、その取得又は製作をした措置法第45条の3第1項に規定する特定情報通信機器（以下「特定情報通信機器」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定情報通信機器が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定情報通信機器は当該法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した特定情報通信機器につき措置法第45条の3第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p><u>(附属装置の同時設置の意義)</u></p> <p><u>45の3 - 3 措置法規則第20条の16の2第1項各号において本体装置と同時に設置することを条件として特定情報通信機器に該当する旨の定めのある附属装置（以下「附属装置」という。）には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置が含まれるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(附属装置の一部についての即時償却の適用)</p> <p><u>45の3 - 4 措置法規則第20条の16の2第2項に規定する「附属装置の一部」</u> <u>とは、本体装置と同時に設置する附属装置が複数ある場合におけるその個々の附属装置をいうのであるから、一の附属装置の取得価額の一部に相当する金額について措置法第45条の3第1項の規定を適用することはできないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>措置法規則第20条の16の2第2項の規定により附属装置の一部について措置法第45条の3第1項の規定を適用した場合であっても、令第133条又は令第133条の2の規定の適用に当たり、その取得価額が10万円未満又は20万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引される器具及び備品のその取引単位ごとに判定することになる。</u></p>